

令和6年度 税制改正要望事項

令和5年8月

厚生労働省

目 次

<健康・医療>	1
<医療保険>	2
<社会福祉・介護>	3
<雇用>	4
<生活衛生>	5
<その他>	6

*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長

〔不動産取得税〕

地域医療構想の実現に向け、医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物に対する不動産取得税の課税標準の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

○ 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、地方消費税〕

社会医療法人の認定要件として、救急医療等確保事業における「新興感染症発生・まん延時における医療」に関する基準を新たに設定することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税、事業所税〕

改正感染症法に基づき、病床確保に係る一定の取組みを行う厚生連については、現在の差額ベッド割合に係る要件（30%以下）を、他の公的医療機関等と同様の差額ベッド割合（50%以下）で運用できるよう見直しを行う。

○ 改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、地方消費税〕

令和4年12月に公布された改正感染症法が令和6年4月1日に施行されることに伴い、感染症の流行初期に病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関に措置される「流行初期医療確保措置」による収入について、社会保険診療による収入と同様に事業税の非課税措置等を講ずる。

* ○ 知的財産から生じる所得に係る優遇措置（イノベーションボックス税制）の創設

〔法人税、法人住民税〕

研究開発の成果として生まれた知的財産からの所得に着目したインセンティブを設け、我が国における研究開発を促進することを目的として、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する制度を創設する。

* ○ 技術研究組合の所得の計算の特例の延長

[法人税]

技術研究組合が、組合員からの賦課金をもって試験研究用資産を取得し、圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入する特例措置について、適用期限を3年延長する。

○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

[たばこ税、地方たばこ税]

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

[事業税]

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

○ 予防接種法に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

[所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定]

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論等を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、現行の対象疾病と同様、当該ワクチンに係る健康被害の救済給付を非課税措置及び差押禁止の対象とする。

○ 予防接種基本計画等の見直しに伴う税制上の所要の措置

[所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定]

現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において、予防接種基本計画等の見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

医療保険

○ 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入に伴う支払基金の業務に係る非課税措置の継続

[印紙税]

令和6年4月に導入される後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要

する費用の一部を支援する仕組みに係る社会保険診療報酬支払基金の業務（後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収する業務等）について、印紙税の非課税措置を講ずる。

○ 病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置

〔印紙税、国民健康保険税〕

病床転換助成事業に係る印紙税の非課税措置及び国民健康保険税に病床転換支援金等を含める措置を、当該事業の期限が延長された場合には、当該期限まで延長する。

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

* ○ 国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置

〔国民健康保険税等〕

改正感染症法により創設された流行初期医療確保措置の財源として、各医療保険者が拠出すべき「流行初期医療確保措置拠出金等」の費用に充てるため、国民健康保険税として徴収すべき費用に当該拠出金に係る費用を含める等の所要の改正を行う。

○ 国民健康保険団体連合会の積立資産に係る見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

国保連合会における新たなシステム開発・運用等の費用を確保するため、審査支払手数料収入額の積立上限の引き上げ等、現行の運用ルールの見直しを行う。

社会福祉・介護

○ 消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置

〔法人税、地価税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税〕

消費生活協同組合について、地域の実情に応じ、社会的役割を果たすことができるよう、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加する。

○ 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

生活困窮者自立支援法及び生活保護法について、社会保障審議会において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

○ 介護情報基盤整備についての国民健康保険団体連合会への委託規定の整備に伴う税制上の所要の措置

〔印紙税〕

国民健康保険団体連合会の作成する一部の文書は印紙税の課税対象外となっているところ、介護情報基盤整備に伴い、同会に対し、新たに委託する業務に係る文書についても、印紙税の課税対象外とするための所要の措置を講ずる。

○ 障害者総合支援法の改正等に伴う税制上の所要の措置

〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税等〕

令和4年12月に公布された改正障害者総合支援法(令和4年法律第104号)において、新たな障害福祉サービス(就労選択支援)の創設、既存の障害福祉サービスについて対象者の拡大(就労継続支援)、支援内容の拡充(共同生活支援)を行うこととされ、これらが令和6年4月1日又は公布後3年以内に施行されること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ 建築基準法の改正に伴う所要の措置

〔固定資産税、不動産取得税〕

一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置について、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により建築基準法上の「耐火建築物」の定義が改正されたことに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

雇用

* ○ 雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

雇用保険制度等の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ 技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税、地価税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税〕

技能実習制度について、各種税法上の非課税措置が適用されている外国人技能実習機構の在り方を含め、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において見直しの議論が行われているところ。その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

* ○ 交際費課税の特例措置の拡充・延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

物価の動向等を受け、飲食を伴う企業活動について、交際費等とならず損金算入可能な飲食費の上限（1人あたり5,000円以下）の下での実施が困難となってきたことを踏まえ、当該上限を引き上げるとともに、特例措置（①飲食費の50%を損金算入、②交際費等を800万円までは全額損金算入）の適用期限を2年延長する。

* ○ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度として、即時償却（全額損金算入）できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

〔登録免許税、不動産取得税〕

中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る不動産取得税及び登録免許税を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 法人版・個人版事業承継税制の見直し及び延長

〔相続税、贈与税〕

事業承継税制の承継計画の確認申請（提出）の期限を一定期間延長するとともに、その他円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

その他

* ○ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長

〔印紙税〕

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望する。

○ 国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置

〔登録免許税〕

資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、24 資格の登録事項の変更の登録の際にかかる登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ こども未来戦略方針に基づく支援金制度（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、地価税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、徴収規定〕

こども家庭庁が創設する支援金制度（仮称）については、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること」とされていることから、創設に当たって所要の措置を講ずる。